

子育て支援課会計年度任用職員募集要項

【募集受付期間】

令和3年7月20日（火曜日）から採用予定者が決定するまで
上記期間内で、市役所開庁日の8時30分から17時15分までの間に、募集
申込書（指定の様式）を子育て支援課保育幼稚園係へ持参又は郵送してください。
※郵送による申込の場合、市役所に申込書が届いた時点で採用予定者が既に決
定しているときは、受付を行いません。
※応募書類の返却はしません。
※応募条件等の欄に記載された資格のうち、資格を証する書類の写しの添付
が必要とされているものについては、その写しを添付してください。

【採用予定数】

1人

【選考方法】

書類及び面接による選考を行います。
面接日は、応募者と相談の上決定します。

【選考結果の通知】

面接後、上記の選考結果を郵送で通知します。

【応募条件等】

次に掲げる地方公務員法第16条各号の規定に該当する方は、応募することができません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・荒尾市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

その他応募に当たって必要な資格、免許、経験等は、次のとおりです。

- ・保育や教職の経験があるほうが望ましい。
- ・放課後児童支援員については、放課後児童支援員の資格を有すること（資格を証する書類の写しを添付してください。）。
- ・普通自動車免許（AT限定可）

【職名及び職務内容】

職名：放課後児童支援員又は放課後児童支援補助員

職務内容：荒尾市直営の放課後児童クラブ（学童保育）における支援業務（小学生を預かり、宿題や遊び等に対し適切な支援を行う。）

※放課後児童支援補助員は、上記業務の補助業務

【任用期間】

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

※令和3年9月1日以降に採用が決定した場合は、採用予定者と協議の上採用日を決定します。

※勤務成績が良好な場合は、任用期間終了後、再度の任用を行うことがあります。

【条件付採用期間】

上記任用期間のうち、採用されてから1月（採用後1月の勤務日数が15日に満たない場合は、勤務日数が15日に達する日まで）は、条件付採用期間となります。条件付採用期間を良好な成績で勤務した場合に、正式採用となります。

【勤務日及び休日】

勤務日：月曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日の週5日

休日：火曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※ただし、業務の都合により休日に勤務を命じる場合があります。

【勤務時間】

① 通常時

月曜日、水曜日、木曜日、金曜日 14時から19時まで 1日5時間勤務

土曜日 8時から13時まで 1日5時間勤務

※土曜授業が行われる場合は、11時から17時までの勤務になります。

② 長期休暇時

月曜日、水曜日、木曜日、金曜日 8時から19時までの間で1日5時間、6時間又は7時間勤務

土曜日 8時から13時まで 1日5時間勤務

※休憩時間は、7時間勤務の場合に60分

※長期休暇の期間は、次のとおりです。

冬休み（令和3年12月25日から令和4年1月6日まで）

春休み（令和4年3月26日から31日まで）

※業務の都合により上記時間以外の時間に勤務を命じる場合や勤務時間の割り振りの変更（始業又は就業時間の変更）を行う場合があります。

【勤務場所】

荒尾市一部305番地 荒尾市立有明小学校内（有明小放課後児童クラブ）

【報酬等】

放課後児童支援員 時給 992円～1,028円 翌月21日支払い

放課後児童支援補助員 時給 897円～925円 翌月21日支払い

また、上記報酬以外に、会計年度任用職員に関する条例等の定めるところにより、時間外勤務報酬、期末手当（6月以上の任期がある場合）、通勤費が支給されます。

※報酬は、上記の金額の範囲内で、今回募集する職と同一の職務経験の年数に応じて決定されます。

※欠勤等があった場合は、その分の報酬を減額します。

※人事院勧告等により報酬の改定があった場合は、金額が変更される場合があります。

※通勤費は、通勤距離が2km以上の場合に限ります。

【休暇】

任用期間に応じて、任用時に有給休暇が付与されます。また、会計年度任用職員に関する条例等の定めるところにより、特別休暇（忌引休暇、産休等）が取得できます。

【服務】

信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限等の地方公務員法に規定する服務に関する規定が適用されます。

【社会保険】

健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

※所定勤務時間等の状況により、社会保険の加入要件を満たさない場合は、適用がありません。

【公務災害補償】

公務上の傷病については、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償されます。

【問い合わせ先】

〒864-8686

荒尾市役所保健福祉部子育て支援課保育幼稚園係

電話 0968-63-1417